



## 第4章

# その他推進に関する事項

## 1 推進体制等

### (1) 市の推進体制について

#### ① 中心市街地にぎわい創出推進グループの設置

平成30年7月に市内唯一の百貨店が、同年12月末の閉店を発表したことを契機に、にぎわい喪失の加速化や商業機能の低下、買い物難民の増加などが大きく懸念されたため、同年10月に総合戦略局内に中心市街地にぎわい創出推進グループを設置し、旧百貨店跡地の利活用の検討や中心市街地活性化基本計画の策定に取り組むこととした。

設置当初は、専属職員1名、他部署との兼務職員4名の5名体制であったが、平成31年4月1日の定期人事異動により、専属職員3名、兼務職員4名の計7名体制とした。

#### ② まち・ひと・しごと創生総合戦略専門部会

第四次宇部市総合計画の実現及び宇部市の実情に応じた、まち・ひと・しごと創生に向け、総合計画における実行計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略並びに行財政改革を着実に遂行することを目的として、宇部市創生推進本部（本部長は市長）を設置している。

本計画については、宇部市創生推進本部の下部組織である、まち・ひと・しごと創生総合戦略専門部会において、意見交換や報告等を行っている。

#### (創生推進本部の構成員)

- 本部長 / 市長
- 副本部長 / 副市長
- 本部長 / 教育長、公営企業管理者及び各部等の長（総合戦略局理事を含む。）

#### (まち・ひと・しごと創生総合戦略専門部会の構成員)

- 部会長 / 副市長
- 部会員 / 各部等の長及び総合戦略局理事並びに各部等の次長及び参事

#### (開催状況及び内容)

- 令和元年 8月 7日 / 中心市街地活性現状について  
市民アンケートの結果について  
中心市街地活性化基本計画(たたき台)について
- 令和元年10月15日 / 宇部市中心市街地活性化基本計画(素案)について
- 令和元年11月 6日 / 旧山口井筒屋宇部店の利活用について
- 令和元年12月20日 / 宇部市中心市街地活性化基本計画(素案)について  
旧山口井筒屋宇部店の利活用について

### ③専門部会の下部組織：中心市街地活性化推進グループ

まち・ひと・しごと創生総合戦略専門部会の作業部会として、中心市街地活性化推進グループを設置。

#### (構成員)

- リーダー / 総合戦略局次長
- 構 成 員 / (総合戦略局) 共生社会ホストタウン推進グループ、  
ICT・地域イノベーション推進グループ、  
ガーデンシティ推進グループ、  
中心市街地にぎわい創出推進グループ【事務局】  
(政策広報室) 政策調整課  
(観光シティ・プロモーション推進部) UBEビエンナーレ推進課  
(健康福祉部) 障害福祉課  
(こども・若者応援部) こども・若者応援課  
(商工水産部) 商工振興課  
(都市整備部) 都市計画・住宅課、新庁舎建設課、建築指導課  
上記構成員については、各課から1名役職に関わらず任命。

#### (作業内容)

現状分析からの課題抽出等

### ④市議会への報告等

市議会に対しては、素案作成段階で複数回の意見交換又は報告を実施した。

- 令和元年 7月9日 / 令和元年5月に実施した市民アンケート結果について  
(産業建設委員会、市役所周辺にぎわい創出検討特別委員会)
- 令和元年 8月13日 / 中心市街地活性化基本計画(たたき台)について  
(産業建設委員会)
- 令和元年 9月17日 / 中心市街地活性化基本計画(たたき台)について  
(産業建設委員会)
- 令和元年10月21日 / 中心市街地活性化基本計画(素案抜粋)及び  
旧山口井筒屋宇部店の利活用について  
(市役所周辺にぎわい創出検討特別委員会)
- 令和元年11月 5日 / 旧山口井筒屋宇部店の利活用について  
(市役所周辺にぎわい創出検討特別委員会)
- 令和元年12月12日 / 宇部市中心市街地活性化基本計画(素案)  
旧山口井筒屋宇部店の利活用について  
(産業建設委員会)
- 令和元年12月13日 / 旧山口井筒屋宇部店の利活用について  
(市役所周辺にぎわい創出検討特別委員会)

## (2) 中心市街地活性化協議会

宇部市が作成する中心市街地活性化基本計画に関し、必要な事項を協議し、基本計画記載の事項に寄与することを目的として、令和元年6月10日に設立された。

### ①宇部市中心市街地活性化協議会の構成員

#### 《宇部市中心市街地活性化協議会構成員》

	根拠条文	区分	構成員・団体等	所属団体役職等	役職	
1	法第15条 第1項関係	地域経済	宇部商工会議所	会頭	会長	
2			宇部商工会議所	専務理事	副会長	
3		都市機能	(株)にぎわい宇部	専務取締役	副会長	
4	法第15条 第4項関係	行政	宇部市 総合戦略局	局長		
5			宇部市 商工水産部	部長		
6			宇部市 都市整備部	部長		
7		商業者	宇部市商店街連合会 (宇部新天町名店街協同組合)	会長 (理事長)		
8			宇部市常盤通振興会	会長		
9			宇部中央銀天街協同組合	理事長		
10			琴芝駅通り商店会	会長		
11		法第15条 第8項関係	地域住民	宇部市自治会連合会	会長	
12			観光	(一社)宇部観光コンベンション協会	会長	
13			有識者	宇部・山陽小野田総合法律事務所	弁護士	監事
14	税理士法人いそべ			税理士 中小企業診断士	監事	
15	山口大学大学院創成科学研究科			准教授		
16	地域経済		(株)山口銀行宇部支店	執行役員宇部支店長		
17			(株)西京銀行宇部支店	取締役宇部地区統括部長 兼宇部支店長		
18			西中国信用金庫 宇部地区本部	宇部地区本部長		
19			宇部商工会議所 女性会	会長		
20	交通事業者		西日本旅客鉄道(株) 新山口管理駅宇部新川駅	駅長		
21			宇部市交通局	宇部市交通事業管理者		
22	地域メディア	(株)宇部日报社	代表取締役社長			
23	オブザーバー		山口県宇部県民局	局長		
24			山口県商工労働部商政課	課長		
25			山口県土木建築部都市計画課	課長		
26			(独)中小企業基盤整備機構	室長		

## ②宇部市中心市街地活性化協議会の開催状況

開催状況は次のとおりである。

	開催日	場 所	内 容
1	令和元年6月10日	宇部商工会議所 会議室	・設立総会
2	令和元年7月10日	宇部商工会議所 会議室	・特別用途地区の変更について(案) (準工業地域に対する大規模集客施設の 立地制限) ・特定用途誘導地区の決定について(案) (都市機能誘導区域内の誘導施設に ついて容積率を緩和) ・中心市街地に関する市民アンケート調査 の結果報告(令和元年5月実施)
3	令和元年8月9日	宇部商工会議所 会議室	・宇部市中心市街地活性化基本計画 (たたき台)の内容説明
4	令和元年9月13日	宇部商工会議所 会議室	・宇部市中心市街地活性化基本計画 (素案)の内容説明
5	令和元年11月7日	宇部商工会議所 会議室	・旧山口井筒屋宇部店の利活用検討について(案) ・市役所周辺地区整備事業の概要説明
6	令和元年12月5日	宇部商工会議所 会議室	・協議会意見及びパブリックコメントの 結果報告及び修正素案について
7	令和2年1月17日	宇部商工会議所 会議室	・計画(案)の報告及び意見書
8	令和2年9月4日	書面表決	・宇部市中心市街地活性化基本計画 の第1回変更(案)について
9	令和2年10月20日	ココランド 会議場	・(仮称)宇部市トキスマにぎわい交流 館条例案について ・宇部市中心市街地活性化基本計画 の第1回変更(案)の表決結果の報告

### ③宇部市中心市街地活性化協議会規約

#### (協議会の設置)

第1条 宇部市商工会議所及び株式会社にぎわい宇部は中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下、「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

#### (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、宇部市中心市街地活性化協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

#### (事務所)

第3条 協議会の事務所は、宇部市松山町一丁目16番18号 宇部商工会議所内に置く。

#### (目的)

第4条 協議会は、宇部市の中心市街地活性化における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、法第9条第1項の規定により宇部市が作成する中心市街地活性化基本計画(以下、「基本計画」という。)並びに法第9条第10項の規定による認定基本計画(以下、「認定基本計画」という。)の実施に関し、必要な事項を協議し、宇部市中心市街地活性化基本計画の実行に寄与することを目的とする。

#### (活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1)基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての協議及び意見の提出
- (2)中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3)中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4)前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

#### (構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1)宇部商工会議所 (2)株式会社 にぎわい宇部 (3)宇部市
- (4)法第15条第4項第1号及び第2号、第8項に規定する者
- (5)前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

#### (組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事をもって組織する。

- 2 会長、副会長、監事及び委員の任期は2年とする。但し、再任は防げない。
- 3 前項に掲げる任期中に変更が生じる場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

#### (役員)

第8条 協議会の会長は、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

**(委員)**

第9条 委員は、第6条各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

**(オブザーバー)**

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

**(会議)**

第11条 協議会の会議(以下、「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員が委任する代理者を出席させることができる。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可決同数のときは議長の決するところによる。

**(幹事会)**

第12条 協議会は、必要に応じ幹事会・部会などの下部組織(以下、「幹事会等」という。)を置くことができる。

2 幹事会等の組織・運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

**(会計)**

第13条 協議会の収入は、助成金、寄付金その他の収入による。

2 協議会の支出は、会議費、通信費、その他運営に要する経費とする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

**(事務局)**

第14条 協議会の事務を処理するため、宇部商工会議所に事務局を置く。

**(解散)**

第15条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散日をもって打ち切り、宇部商工会議所がこれを清算する。

**(公表)**

第16条 協議会の公表は、法の定めるところにより行う。

**(補足)**

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って決める。

**附則**

1. この規約は令和元年6月10日から施行する。

2. 協議会設立時の委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず令和3年3月31日までとする。



## 2 宇部市中心市街地活性化協議会からの意見書

### (1) 意見書

令和 2 年 1 月 1 7 日

宇部市長 久保田 后子 様

宇部市中心市街地活性化協議会  
会長 杉下 秀幸



「宇部市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 1 5 条第 9 項に基づき、「宇部市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見を申し上げます。

#### (1) 意見



宇部市より示された「宇部市中心市街地活性化基本計画（案）」について、宇部市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）において協議を重ねた結果、宇部市の中心市街地活性化に寄与するものとして、概ね妥当であると判断いたします。

なお、基本計画が実効性のあるものとなるために、特に配慮すべき事項について次のとおり要望いたします。


#### (2) 要望事項

- 1 宇部市の持続的な発展を図るために、中心市街地の活性化を実現することは極めて重要な課題であります。今後、官民一体となって中心市街地の活性化に取り組むために、宇部市におかれましては、利害関係者の調整ならびに市民・民間事業者との連携・協働に取り組まれること。  
特に常盤通りの再開発・活性化については、今後、基本計画を遂行して行く上で他の事業の牽引役となるため優先順位が高く波及効果も大きいことから、緩速車道の廃止および公園・緑地化等の検討を含めて魅力ある空間創りに取り組まれること。
- 2 中心市街地の活性化に寄与する民間主体の事業について、事業者等から新たに発案があった場合で、その実現性が高いと判断される事業については、基本計画の認定と連携した支援措置や制度利用が図られるように基本計画の変更等を柔軟に行い、適宜追加記載すること。
- 3 基本計画の推進にあたっては、進捗状況、成果等について協議会ならびに市民へ報告を行うとともに、事業の実施には関係府省や県等との連携を密にして事業を遂行されること。

## 参考資料（１） 認定書

# 認定書



宇部市長  
久保田 后子 殿



令和２年２月２５日付けで申請のあった下記の中心市街地活性化基本計画について、中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号）第９条第１０項の規定に基づき認定する。

記

名称	宇部市中心市街地活性化基本計画（認定番号第２３９号）
----	----------------------------

令和２年３月３０日

内閣総理大臣



認定申請した計画書が、令和2年3月30日付けで内閣総理大臣の認定を受けました。

## 参考資料（２） 用語解説

行	用語	説明
あ行	アーティスト インレジデンス	国内外の芸術家がひとつの地域に一定期間滞在し、創作活動を行う制度や事業のこと。芸術家たちは滞在期間中、創作の過程を公開したり、地域の人々と交流をしながら、地域資源のリサーチや作品の制作を行う。
	アプリ	アプリケーション(ソフト)の略で、特定の目的のために実行するソフトウェアのこと。
	宇部SDGs推進センター	2019年4月に開設した、市民や企業、大学など多様なステークホルダーが連携し、経済・社会・環境分野の課題解決と新たなビジネスチャンスなどを創出することで、SDGsの達成に向けた取組の推進拠点。
	うべ産業共創イノベーションセンター志(愛称:UBE START UP)	起業・創業や企業の経営改善を支援するため、各分野の専門家による無料相談の実施や起業家・市内事業者間の交流促進や各種セミナー等のプログラム提供を通じて本市から新たなビジネス・地域づくりを誘発する新・宇部方式のイノベーション創出拠点。
	宇部版ミズベリング・プロジェクト	ミズベリングとは、「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リノベーション)+ING(進行形)」の造語のこと。「水辺とまち」に対する社会的関心を高め、市民・企業・行政が三位一体となり、かつてのにぎわいを失ってしまった水辺の新しい活用の可能性を創造していくプロジェクトのことで、本市では、市内の中心を流れる真綿川やその水辺空間を、市民や企業とともにソーシャルデザインし、水辺の賑わいを取り戻す「宇部版ミズベリング・プロジェクト」に取り組んでいる。
	宇部方式	戦後の本市の産業発展の過程で発生した「ばいじん汚染」から市民の生活環境を守るため、産官学民が相互信頼と協調の精神の下、法令や罰則に頼ることなく、科学的な調査データに基づく話し合いによって、全市民が一体となって取り組んだ宇部市独自の公害対策。
か行	街区公園	主として街区内に居住する人の利用に供する面積0.25haを標準とする公園のこと。
	ガーデンシティうべ	「緑と花と彫刻のまちづくり」を継承し、持続的に発展させる新たなステージ。平成30年11月に「ガーデンシティうべ構想」を策定した。
	近隣公園	主として近隣に居住する人の利用に供する面積2haを標準とする公園のこと。
	グリーンスローモビリティ	電動で、時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のモビリティ。環境への負荷が少なく、狭い路地も通行が可能で、高齢者の移手段の確保や観光客の周遊に資する新たなモビリティとして期待されている。(通称:グリスロ)
	交通結節点	異なる交通手段(場合によっては、同じ交通手段)を相互に連絡する乗換・乗継施設のこと。
さ行	サイン	案内・誘導を目的とする標識、地図、誘導板等のこと。
	サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。(本拠を中心としてみた時に衛星(サテライト)のように存在するオフィスとの意から)。
	次世代公共交通システム	本市が目指す「誰もが安心して歩いて暮らせるまち」の実現に向けて、地域内交通の導入支援や路線バスをはじめとした、従来の公共交通の利便性を高めるとともに、「AI乗合タクシー」や「グリーンスローモビリティ」などの次世代交通をパッケージして構築するもの。
	商圈	ある商業施設や小売店、商店街などを日常的に利用する消費者が生活している地理的な範囲のこと。
	シンボルロード	都市や地方の顔となる街路。本市では、市道常盤通り宇部新川駅線をシンボルロードとして位置づけ、「緑と花と彫刻のまち宇部」にふさわしい潤いのある都市景観を創出するために整備されている。
	スマートシティ	先端的な技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組のこと。

行	用語	説明
た行	多極ネットワーク型コンパクトシティ	中心的な拠点だけでなく地域の拠点に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通によりアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する都市構造のこと。
	低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。
	デジタルコンテンツ	文字や画像、図形、音声、映像などの視聴覚的な表現をデジタル形式で表現、記録したもの。
	デジタル市役所	AIやロボティクス等の革新技術を活用し、行政コストの削減と市民の利便性向上を目指し、いつでも・どこからでも・わかりやすく利用できる市役所のこと。
	都市機能	都市に必要とされる様々な働きやサービスの総称。具体的には、居住、商業、業務、工業、交通、政治、行政、教育、福祉、医療などの機能のこと。
	都市機能誘導区域	医療、商業などの居住者の利便性のため必要な都市機能の誘導を図る区域。
は行	パラスポーツ	障害のある人たちが行うスポーツのこと。
	バリアフリー	高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。
	5G	第5世代移動通信システム(5th Generation)の略。高速・大容量・低遅延・多数同時接続などの特徴がある。ある特定のエリアで自営の5Gネットワークを構築することを「ローカル5G」という。
	ファサード	建物の正面のこと。一般的には玄関のある面を指すが、外観として重要な面であれば、側面または背面もファサードと呼ぶ場合もある。
	プレーパーク	「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、子どもたちの好奇心を大切に自由に行いたいことができる遊び場のこと。
	ポケットパーク	道路沿いや街区内の空き地など、少ない面積の土地を利用した小さな公園または休憩所のこと。
ま行	密集市街地	老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園等の公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。
や行	用途地域	都市計画法上の地域地区。都市機能の維持・増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途・容積率・建ぺい率などの制限を行う地域で、住宅系・商業系・工業系など13種類に区分して定める。
A~Z	BRT	バス・ラピッド・トランジット(Bus Rapid Transit)の略。連節バス、PTPS(公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのこと。
	eスポーツ	エレクトロニック・スポーツの略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。
	ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のこと。情報通信技術のこと。
	IoT	Internet of Thingsの略で、様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより、相互に制御する仕組みのこと。
	SDGs	Sustainable Development Goalsの略。国際連合が2015年に採択した、2030年を目標とする持続可能な開発目標のこと。本市は2018年6月15日に内閣府より「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの達成を目指している。
	Society5.0	狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもの。
	UBEピエンナーレ	ときわ公園で隔年開催される、世界で最も歴史がある野外彫刻の国際コンクールのこと。

発 行

宇部市中心市街地活性化基本計画  
2020年3月

宇部市 総合戦略局 中心市街地にぎわい創出推進グループ

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL:0836-34-8896 FAX:0836-22-6008





